

収入保険の加入を検討する

● **対象になる農産物は？**
米、野菜、果樹、キノコなど全ての農産物収入が対象になります。自家生産農産物に簡易な加工を施した物の販売収入もOK。

● **収入保険って何？**
農業経営による収入全体を補償する保険です。農家ごとの農産物による平均収入に対して補償します。減収があった年も、補てんによって平均収入額の8割以上が確保できます。国庫補助により掛金率は1%程度。リスクを恐れず販路拡大や品目多角化に果敢にチャレンジできそうです。

10月から加入申し込みが始まっている「収入保険」をご存じですか？
農林水産省が所轄する農業経営収入保険事業によって実施される農業経営者のための新しい保険制度です。青色申告している農業者を対象に、さまざまな理由で農業収入が減少したときに平均収入の8割以上を補てんします。営農形態によっては既存の農業共済制度より有利な場合もあります。ぜひ加入を検討してみましょう。次年から制度に加入するには、今年11月末までに申請が必要です。



● **どんなときに保険が下りる？**

経営努力だけでは避けられない減収のほとんどが対象になります。収入に対する補償なので、気象条件や自然災害がもたらす収量減はもちろん、豊作による価格低下もOK。けがや病気、災害で作付けできない、収穫物保管中の事故、販売先の倒産といった場合も補償されるので安心です。

● **加入できるのはどんな農家？**

農業経営で青色申告をしている個人農家・法人が加入対象です。申請時に1年分の申告があれば加入できます。兼業農家も農業収入部分についての申告をしていれば大丈夫です。確定申告は毎年3月15日が期限。これまで青色申告をしていなかった個人が収入保険に加入するには、まずは来年3月に税務署に申告書を提出できるように準備するとよいでしょう。

● **毎年の掛金はいくらかかる？**

どんなプランを選ぶかによって変動します。「掛け捨ての保険料」と「掛捨てとならない積立金」を組み合わせて支払います。保険料には50%、積立金には75%の国庫補助が行われます。

● **補償される額はどのように決まる？**

青色申告で減収が確認されたら支払われます。個人農家の場合、毎年11月末までに申請し、掛金を納めるのは12月末まで。保険期間は翌年1

12月です。(法人の場合は事業年度の開始月に合わせる)。翌々年3月の青色申告で該当となる減収が確認されたら、保険金の請求・支払いを行います。

● **申込みや相談はどこへするの？**

農業共済組合(新見市農業共済課)が窓口になります。既存の野菜価格安定制度、水稲共済、果樹共済との併用はできないものの、営農形態によっては有利な場合があります。JA阿新では園芸課が窓口になり、相談の受け付けを行っています。

雑穀の買い取りはJAへ 大豆・小豆・ソバ・古米・屑米等

JAは、大豆、小豆、ソバ、古米、屑米、コンニャク芋といった雑穀を集め、買い取り販売します。品質、数量等は問わず、ご要望により集荷にも出向きますので、お気軽にお近くの窓口までご相談ください。

